

# (全ト協) アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業のご案内

## (エアヒータ/車載バッテリー式冷房装置)

地球温暖化防止対策のためのCO<sub>2</sub>を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環としてアイドリングストップ励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器を導入する際に、その費用の一部を助成します。

### 1. 助成要件

以下の条件をすべて満たしていること。

- ①静岡県トラック協会の会員で、かつ、直近四半期までの会費を完納していること。
- ②申請時において、加入後6か月以上経過していること。
- ③社会保険等への加入が適正になされていること。(保険料を納付していること。)

### 2. 助成期間

令和2年4月1日から令和3年2月15日まで

※ただし、先着順とし、予算に達した場合は申請期間内であっても終了(打切り)します。

### 3. 対象機器

トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器(エアヒータ/車載バッテリー式冷房装置) <対象機器詳細は別紙一覧のとおり>

- [条件]
- ・令和2年4月1日から令和3年2月15日までに買取りまたはリースにより導入し(割賦購入は不可)、県内認可営業所に配置される事業用トラックに装着するもの
  - ・中古品の機器は対象としない。
  - ・国(国交省等)からの補助金の交付を受ける(受けた)場合は、助成金は交付対象外となります。

### 4. 予算総額

150万円

### 5. 助成金額

1台あたりの助成額

機器の価格の2分の1以内の額(上限6万円)

※1事業者あたりの上限は定めませんが全ト協予算により調整させていただくことがあります。

### 6. 申請方法

以下の各書類を静岡県トラック協会業務課あて提出してください。

- ①実績報告書(助成金請求書)
- ②申請内訳書
- ③機器装着証明書
- ④機器の価格の内訳が分かる書面(請求書など)
- ⑤領収書の写し(リースの場合はリース明細品並びに契約書の写し)  
※対象機器の名称・型式の記載が必要です。  
※手形による支払いの場合は、実績報告時点で支払いが完了(決済)している必要があります。
- ⑥保険料納入告知額・領収済額通知書の写し ※厚生労働省年金局が発行した直近のもの
- ⑦振込先通帳の写し ※金融機関(支店)名・預金種別・口座名義・口座番号を確認できるもの

### 7. 機器の処分制限

会員事業者は、交付対象となった機器の装着した日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはなりません。